

令和7年度 掲示板設置事業補助制度 募集要項

■概要

この制度は、自治会・町内会（以下「自治会等」といいます。）が行う掲示板の建て替えなどに係る経費の全部又は一部を補助することで、自治会等活動の支援を行うことを目的としています。

■補助の対象

対象経費	掲示板1基当たりの補助金額(1,000円単位)
新設・建て替えに係る経費	・事業者に依頼する場合は、費用の3分の2以内で、上限60,000円。 ・自治会等が材料を購入し、新設・建て替えを行う場合は、材料費のみを対象として費用の全額で、上限40,000円。
修繕・移設に係る経費	・事業者に依頼する場合は、費用の3分の2以内で、上限20,000円。 ・自治会等が材料を購入し、修繕・移設を行う場合は、材料費のみを対象として全額で、上限20,000円。

※補助は予算の範囲内で行うため、上記補助金額のとおり交付できない場合があります。

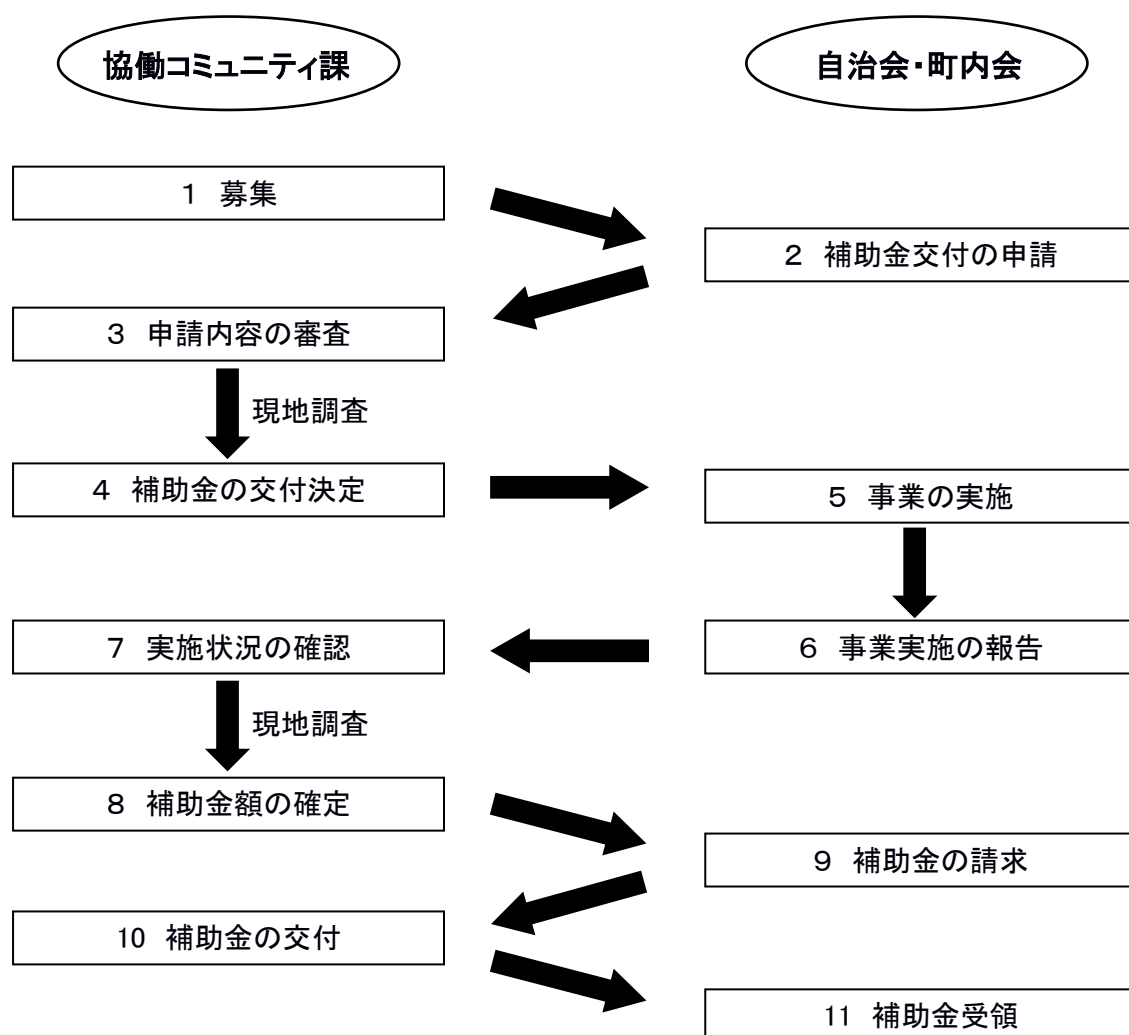
- 1 取付け・塗装・文字表示・撤去処理に係る費用及び移設に伴う簡易な修繕に係る費用も補助の対象です。
- 2 自治会等の区域内に設置されたものが対象です。
- 3 令和8年3月31日までに事業が完了するものが対象です。
- 4 掲示板の撤去のみを行う事業は、補助の対象外です。
- 5 企業名や個人名など自治会等以外の名称が表示されているものは補助の対象外です。

(補助申請の制限)

過去に補助金の交付を受けて実施した事業については、補助金の交付決定のあった日から起算して次の表に定める期間を経過しなければ、新たに申請をすることができません。

対象経費	期間
補助を受けて新設した掲示板の建て替えに係る経費	10年
補助を受けて建て替えた掲示板の建て替えに係る経費	10年
補助を受けて修繕した掲示板の修繕に係る経費	5年

■ 手続の流れ



1 募集

令和7年5月1日(木)から申請を受け付けます。

2 補助金交付の申請

次の書類を直接、協働コミュニティ課までお持ちください。

- 1 掲示板設置事業補助金交付申請書
- 2 事業計画書
- 3 計画図(1掲示板に対して1枚作成)
- 4 自治会等が材料を購入する場合は、掲示板材料費内訳書、事業者に依頼の場合は、見積書・パンフレット等
- 5 団体の概要説明書(規約・会則等)
- 6 令和7年度収支予算書
- 7 申請時チェックシート

※申請書類は、市ホームページからダウンロードできます。

ページタイトル: 掲示板設置事業補助制度 申請書類

ページ番号: 1004696

3 申請内容の審査

申請書類の審査及び現地調査を行います。なお、現地調査には、申請者の立会いをお願いする場合があります。

4 補助金の交付決定

補助金の交付について決定し、通知します。

5 事業の実施

補助金の交付決定通知の内容を確認し、事業に着手してください。

※当該決定通知を受ける前に事業を実施することはできません。

6 事業実施の報告

事業完了後、速やかに「事業報告書」に領収書を添付し、直接、協働コミュニティ課までお持ちください。

7 実施状況の確認

報告書類の審査及び現地調査を行います。なお、現地調査には、申請者の立会いをお願いする場合があります。

8 補助金額の確定

補助金を確定し、通知します。

9 補助金の請求

「掲示板設置事業補助金請求書」及び「支払金口座振替依頼書」を直接、協働コミュニティ課までお持ちください。なお、申請者と口座名義人が異なる場合は、委任状が必要です。

(例: 申請者=会長(A氏)、口座名義人=会計担当(B氏))

10 補助金の交付

「支払金口座振替依頼書」に記載された指定口座に当該補助金を支払います。

11 補助金受領

指定口座に当該補助金が振り込まれていることを確認してください。

■その他注意事項

- 1 掲示板を民間の土地に設置する場合は、申請前に土地所有者に借用の確認をとり、承諾を得てください。公共用地に設置する場合は、申請前に所管する部署に御相談の上、許可を得てください。
- 2 一つの団体に補助する掲示板の数の上限は、加入世帯数により異なります。

(1) 1～100世帯以下	1基
(2) 101～500世帯	2基
(3) 501～1,000世帯	3基
(4) 1,001世帯以上	4基
- 3 交付決定された内容を変更する場合は、手続きが必要です。事前に協働コミュニティ課に相談の上、「事業計画等変更届」を直接、協働コミュニティ課までお持ちください。
- 4 決算終了後、「掲示板設置事業について明示された令和7年度収支決算書」を提出してください。

【お問い合わせ先】

市民生活部 協働コミュニティ課 協働・コミュニティ担当

所在地: 〒185-8501 国分寺市泉町2-2-18 国分寺市役所1階

受付時間: 午前9時～午後5時(正午～午後1時、土日祝日を除く)

電話番号: 042-312-8609

メールアドレス: community@city.kokubunji.tokyo.jp